特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	愛媛県高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県は、愛媛県私立高等学校等奨学のための給付金交付要綱に基づく愛媛県高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

愛媛県知事

公表日

令和4年3月31日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	愛媛県高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務
②事務の概要	愛媛県私立高等学校等奨学のための給付金交付要綱の定めるところにより、高校生等がいる低所得世帯を対象に、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として愛媛県高等学校等奨学のための給付金（以下、奨学給付金）を支給する。奨学給付金の支給を受けようとする者が提出した支給申請書等について審査を行い、受給資格の有無及び支給額を認定する。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等奨学給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	法第9条第2項 （条例第1条第1項　別表第1　1の項）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	法第19条第9号 （法第19条第9号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	私学文書課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	【本庁総合窓口】 企画振興部政策企画局広報広聴課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2244 【地方機関総合窓口】 四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-24-4455 東予地方局総務県民課 〒793-0042 愛媛県西条市喜多川796の1 0897-56-1300 東予地方局農業振興課(西条第二庁舎) 〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田1611 0898-68-7322 東予地方局今治支局総務県民室 〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4の9 0898-23-2500 中予地方局総務県民課 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132 089-941-1111 久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万571の1 0892-21-1210 大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市田口甲425の1 0893-24-5121 南予地方局八幡浜支局総務県民室 〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜1丁目3番37号 0894-22-4111 西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3 0894-62-1331 南予地方局総務県民課 〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町7番1号 0895-22-5211 愛南土木事務所用地管理課 〒798-4194 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 0895-72-1145

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 愛媛県総務部総務管理局私学文書課 私学・公益法人係 089-912-2221

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　基礎項目評価書　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○]　自己点検　　[○]　内部監査	[　]　外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	Ⅰ 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画振興部管理局広報広聴課	企画振興部政策企画局広報広聴課	事後	
平成31年1月4日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	西予土木事務所事業管理課 愛媛県西予市宇和町卯之町4丁目445	西予土木事務所事業管理課 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3	事後	
平成31年1月4日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	愛南土木事務所用地管理課 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3048	愛南土木事務所用地管理課 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	事後	
平成31年1月4日	Ⅰ関連情報 5.評価実施期間における担当部署　②所属長	課長　上月　昌志	課長　井関　有貴	事後	
平成31年1月4日	Ⅰ関連情報 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	089-912-2212	089-912-2221	事後	
平成31年1月4日	Ⅰ関連情報 5.評価実施期間における担当部署　②所属長	課長　井関　有貴	課長	事後	
平成31年1月4日	Ⅳリスク対策		新規追加	事後	
令和2年3月31日	Ⅰ　7. 請求先　四国中央土木事務所用地管理課住所	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番53号	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和2年9月17日	1. 対象人数	平成27年12月1日	令和1年12月1日	事後	
令和2年9月17日	2. 取扱者数	平成27年12月1日	令和1年12月1日	事後	
令和2年9月17日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	西予土木事務所事業管理課	西予土木事務所用地管理課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	プライバシー等の権利利益の保護の宣言	愛媛県は、愛媛県高等学校等奨学のための給付金交付要綱に基づく愛媛県高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	愛媛県は、愛媛県私立高等学校等奨学のための給付金交付要綱に基づく愛媛県高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和4年3月31日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	愛媛県高等学校等奨学のための給付金交付要綱の定めるところにより、高校生等がいる低所得世帯を対象に、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として愛媛県高等学校等奨学のための給付金（以下、奨学給付金）を支給する。奨学給付金の支給を受けようとする者が提出した支給申請書等について審査を行い、受給資格の有無及び支給額を認定する。受給資格及び支給額の審査に当たっては、愛媛県個人番号の利用に関する条例（以下「条例」という。）第１条第１項に基づき個人番号を利用するとともに、同条第2項に基づく知事が保有する特定個人情報に係る個人番号を利用するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第19条第15号に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して、他の機関が保有する特定個人情報（地方税関係情報、住民票関係情報）の提供を受けることとする。	愛媛県私立高等学校等奨学のための給付金交付要綱の定めるところにより、高校生等がいる低所得世帯を対象に、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として愛媛県高等学校等奨学のための給付金（以下、奨学給付金）を支給する。奨学給付金の支給を受けようとする者が提出した支給申請書等について審査を行い、受給資格の有無及び支給額を認定する。	事後	
令和4年3月31日	Ⅰ 関連情報 4..報提供ネットワークシステムによる情報連携	法第19条第14号 （法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則）	法第19条第9号 （法第19条第9号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則）	事後	
令和4年3月31日	1. 対象人数	令和1年12月1日	令和3年12月1日	事後	
令和4年3月31日	2. 取扱者数	令和1年12月1日	令和3年12月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	東予地方局産業振興課（西条第二庁舎）	東予地方局農業振興課（西条第二庁舎）	事後	